

四日市市建設工事等入札参加資格停止基準

(目的)

第1条 この基準は、四日市市請負工事の一般競争入札発注基準及び指名競争入札参加者選定要綱（平成21年四日市市告示第279号）第6条の規定に基づき、建設工事等の適正な施工を確保するため、有資格業者の資格停止について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）並びに測量、設計、調査及び工事監理に係る業務委託（以下「業務委託」という。）をいう。

(2) 有資格業者

四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第5条第2項の規定に基づき、四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された者をいう。

(3) 市発注工事

四日市市（四日市市土地開発公社を含む。）、四日市市上下水道局、市立四日市病院が発注する建設工事等をいう。

(4) 一般工事

三重県内で施工される市発注工事以外の建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。

(5) 役員等

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長及び営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。

ウ 個人にあつては、その者及び支配人をいう。

(6) 使用人

役員等以外の職員をいう。

(7) 資格停止

有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当する場合に、別表各号に定めるところにより、期間を定め市発注工事の入札参加資格を停止する措置をいう。

(8) 公共機関等の職員

刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に規定する国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

なお、特別法上公務員とみなされる場合を含む。更に私人であっても、その職務が公共性を

持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の私人を含む。

(9) 下請負人

建設工事等のうち、建設工事においては建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいい、業務委託においては、受託者が業務の履行に当たって再委託するものをいう。

(10) 短期

別表各号に掲げる措置要件ごとに定める措置期間のそれぞれ最も短いものをいう。

(11) 長期

別表各号に掲げる措置要件ごとに定める措置期間のそれぞれ最も長いものをいう。

(資格停止の決定)

第3条 市発注工事の施工（業務委託の履行を含む。以下同じ。）に係る資格停止の決定は、四日市市請負工事入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、市長が決定する。

(資格停止)

第4条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。ただし、資格停止の期間は、3年を超えることはできない。

2 市長が前項の規定により資格停止を行ったときは、市発注工事の契約のため指名を行うに際し、当該資格停止に係る有資格業者又は当該資格停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体を指名してはならない。当該資格停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 市長が第1項の規定により資格停止を行ったときは、当該資格停止に係る有資格業者等が市発注工事の契約につき落札決定を受け、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。

(下請負人及び共同企業体に関する資格停止)

第5条 市長は、第4条第1項の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止の起因となる事由について責めを負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

2 市長は、共同企業体が別表各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第4条の規定に準じて、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

(資格停止の期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期（別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当す

ることとなったときは当該措置期間)の2倍の期間とする。ただし、有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の資格停止を行う前のものである場合には、本項の規定に基づく加重措置の対象としない。

なお、下請負人について本項の規定に基づく加重措置を講じるときは、元請負人の資格停止の期間を超えて資格停止の期間を定めることができる。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る資格停止の期間中又は当該期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号、第2号から第3号まで又は第7号の措置要件に係る資格停止の期間満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号、第2号から第3号まで又は第7号の措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
 - 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期(別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間)を超える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36カ月を超える場合は36カ月)まで延長することができる。
 - 5 市長は、資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第7条に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。
 - 6 市長は、別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る資格停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の資格停止期間を控除した期間をもって、新たに資格停止を行うことができるものとする。
 - 7 市長は、資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について資格停止を解除するものとする。
 - 8 資格停止の期間を算定するにあたり1カ月未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げるものとする。
 - 9 第2項及び次条の規定により、資格停止の期間の短期がそれぞれ別表各号に定める長期を超える場合は、当該長期を資格停止の期間とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により資格停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合における資格停止の期間

の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

なお、第6条第2項の規定の対象となり、かつ、次の各号の一に該当することとなった場合における資格停止の期間の短期は、第6条第2項を適用した後に、それぞれ別表各号に定める短期を加えた期間とする。

- (1) 市発注工事の入札において、有資格業者が、四日市市談合情報対応マニュアルに基づく誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。
- (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項の規定に基づく市による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く）。
- (5) 市職員又は他の公共機関等の職員が、公契約関係競売等妨害、談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く）。

（事案の報告等）

第8条 市発注工事の工事担当課長は、所掌する市発注工事について資格停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は資格停止の期間を変更し、若しくは資格停止を解除する必要があると認められるときは、遅滞なく調達契約課長に報告するものとする。

2 調達契約課長は、前項の報告があったときは遅滞なく審査会の審議に付するものとする。

（資格停止の通知）

第9条 市長は、第4条第1項若しくは第5条各項の規定により資格停止を行い、第6条第5項の規定により資格停止の期間を変更し、又は第6条第6項の規定により資格停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(資格停止の期間の始期)

第10条 資格停止の期間の始期は、資格停止の決定があった日の翌日とする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 市長は、資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(災害時の相手方の決定の特例)

第12条 市発注工事を随意契約により発注しようとする場合において、当該随意契約の理由が次の各号に該当するときは、前条の規定にかかわらず、資格停止の期間中の有資格業者と契約を締結することができる。

- (1) 災害時の応急工事で、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に該当し、他の者に施工させがたいと認められるとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号若しくは第7号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号、第6号若しくは第7号に該当し、他の者に施工させ難いと認められるとき。

(下請負等の禁止)

第13条 資格停止の期間中の有資格業者は、市発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該有資格業者が、資格停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

2 有資格業者が、資格停止の決定の日又は資格停止の期間中に入札参加資格者名簿から抹消された場合は、当該資格停止の期間の満了する日までは市発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該業者が、資格停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

(資格停止業者が合併等をした場合の資格停止の効果)

第14条 資格停止期間中の有資格業者の業務が、合併、営業譲渡等により他の有資格業者に受け継がれたときは、資格停止の効果は、業務を受け継いだ有資格業者に継承されるものとする。

(資格停止に至らない事由に関する措置)

第15条 市長は、資格停止に至らない事由において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第16条 前各条の規定は、製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約について準用する。

附 則

- 1 この基準は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 四日市市建設工事等指名停止基準（平成10年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この基準の施行の日前に旧四日市市建設工事等指名停止基準の規定に基づきなされた指名停止は、改正後の四日市市建設工事等資格停止基準の規定に基づきなされた資格停止の措置とみなす。

附 則

この基準は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

2 この基準の施行の日に資格停止の終期が到来していない者について、当該資格停止を決定した時点に遡りこの基準を適用した場合に資格停止の期間が短縮される者については、この基準の施行の日に資格停止の期間を変更する、又は解除することとする。

3 この基準の施行の日までに資格停止の決定をしていない者については、この基準を適用することとする。

附 則

この基準は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 三重県内で生じた事故等による措置基準

措置要件	措置期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事の競争入札に係る申請書、届出書、資格確認資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>2 市発注工事を落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。</p>	<p>1 カ月以上 1 2 カ月以内</p>
<p>3 市発注工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 1 2 カ月以内</p>
<p>4 一般工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。以下同じ。）が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>5 市発注工事の施工に当たり、監督職員又は検査職員の職務の執行を妨げたとき。</p>	<p>3 カ月以上 1 2 カ月以内</p>
<p>6 市発注工事の施工に当たり、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除されたとき。</p>	<p>1 カ月以上 1 2 カ月以内</p>
<p>7 市発注工事の施工に当たり、正当な理由がなく、工期内に建設工事等を完成させなかったとき。</p>	<p>1 カ月以上 1 2 カ月以内</p>
<p>8 市発注工事の施工において、四日市市工事執行規程（昭和46年四日市市訓令甲第12号）に定める工事成績が、前2年間において(1)の点数であったとき又は(2)の点数が2回あったとき。</p> <p>(1) 49点以下</p> <p>(2) 59点以下</p>	<p>2 カ月以上 1 2 カ月以内</p>

措置要件	措置期間
<p>9 第2号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	1 カ月以上 1 2 カ月以内
<p>10 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	1 カ月以上 6 カ月以内
<p>11 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	1 カ月以上 3 カ月以内
<p>12 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	1 カ月以上 4 カ月以内
<p>13 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(施工管理の不適切により生じた既設施設等の損害事故)</p>	1 カ月以上 2 カ月以内
<p>14 市発注工事の施工に当たり、施工管理の措置が不適切であったため、既設施設等に重大な損害を与えたとき。</p>	1 カ月以上 6 カ月以内

【備考】

- 1 一般工事における過失による粗雑工事の契約不適合の重大性の判断基準（第4号）

一般工事における過失による粗雑工事について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

- 2 事故に基づく措置の判断基準（第10号から第13号まで）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、資格停止は行わない。

ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたものであると認められる場合（公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ 事故の原因が第三者の行為により生じたものであると認められる場合（適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

- 3 市発注工事における安全管理措置の不適切の判断基準（第10号から第12号まで）

市発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

- 4 一般工事における安全管理措置の不適切の判断基準（第11号から第13号まで）

一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

- 5 工事委託における事故の取扱いについて
工事委託（市の施設に係る工事の発注を委託する場合）における事故については、委託先の発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白であり、安全管理（第14号の場合は、施工管理）の措置が不適切であると認められる場合に限り、別表第1第10号、第12号及び第14号の「市発注工事」に準じて資格停止を行う。

別表第2 不正行為等による措置基準

措置要件	措置期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者の役員等又は使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市職員に対する贈賄の場合</p> <p>(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合</p> <p>(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合</p>	<p>12 カ月以上 24 カ月以内</p> <p>3 カ月以上 18 カ月以内</p> <p>3 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注工事における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合</p> <p>(2) (1)以外における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合</p>	<p>3 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 9 カ月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>3 有資格業者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合の場合</p> <p>(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合</p> <p>(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合</p>	<p>8 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>4 建設業法の規定に違反し、契約の相手方とし</p>	

<p>て不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注工事における建設業法違反の場合</p> <p>(2) 市発注工事以外における建設業法違反の場合</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(暴力的不法行為等)</p> <p>7 次の(1)から(6)までのいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、又は(7)から(11)までのいずれかに該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者の役員等が、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第2条第9号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</p> <p>(2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴排要綱第2条第8号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。</p>	<p>2 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>次の(1)から(6)の措置期間については、資格停止の期間の始期から当該期間を経過し、契約の相手方として適当と認められる状態となるまで。</p> <p>24 カ月</p> <p>12カ月</p>
--	---

要 件	期 間
<p>(3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等若しくは暴排要綱第2条第10号に規定する暴力団関係法人等（以下、「暴力団関係法人等」という。）に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	9カ月
<p>(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。</p>	6カ月
<p>(5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	3カ月
<p>(6) 有資格業者の役員等が、暴力団員等又は暴力団関係法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	6カ月
<p>(7) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。</p>	1カ月以上12カ月以内
<p>(8) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表第1に掲げる一に該当する者となりながらその者を下請負人又は再受託者としていたとき。</p>	3カ月以上6カ月以内
<p>(9) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱第2条第6号に規定する資材販売業者等又はその役員等が暴排要綱別表第1に掲げる一に該当する者と認められると知りながらその者から資材を購入し、又は施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。</p>	3カ月以上6カ月以内

要 件	期 間
(10) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、発注者が、暴排要綱第5条第4項又は第6条第4項の規定に基づき、当該有資格業者に対し又は当該有資格業者を通じて暴排要綱第2条第5号に規定する下請負人等又は資材販売業者等との契約の解除を求めたにもかかわらず、当該有資格業者がこの要求に従わなかったとき。	3カ月以上6カ月以内
(11) 有資格業者が、市発注工事に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。	1カ月

【備考】

1 「業務」について（第2号、第5号及び第7号）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

2 独占禁止法違反行為（第2号）

(1) 独占禁止法に違反した場合は、次のアからオまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに資格停止を行う。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

オ その他、公正取引委員会より違反事業者として公表されるなど独占禁止法違反の事実を確認したとき

(2) 独占禁止法違反行為の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、資格停止の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第6条第3項の規定を適用するものとする。

3 建設業法違反行為（第4号）

建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次

の場合をいう。

ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分を受けた場合

4 不正又は不誠実な行為（第5号）

業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 市発注工事に関して、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

5 「暴力行為」について（第7号(7)）

「暴力行為」とは、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関し暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）第1条違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。